

第431回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和4年4月8日（金）
- 2 開催年月日 令和4年5月18日（水）午後1時30分から午後2時10分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員（12名）

大井誠治会長、菅野信弘委員、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、梔健一郎委員

[欠席3名：平井俊朗委員、金澤秀男委員、斎藤千加子委員]

岩手県

藤代農林水産部長、森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、
太田漁業調整課長、藤原主任主査、高梨主任、大内技師

事務局

前川事務局長、日向技術主幹兼事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

岩泉雅樹

報道関係者

河北新報社 横川琴実

5 委員会の議事

第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

第2号議案 第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（諮問）

第3号議案 公聴会の日時及び場所の決定について

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

皆さん、御苦勞様でございます。ただ今から、第431回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県から藤代農林水産部長を始め、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案でございますが、「知事許可漁業の制限措置等」及び「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案」の2件の諮問と、「公聴会の日時及び場所の決定について」の1件でございます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

て、開会に当りましての御挨拶といたします。御苦労様でございます。

前川事務局長

ありがとうございました。次に、本日、御臨席いただいております岩手県農林水産部の藤代部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

藤代農林水産部長

4月から農林水産部長を務めております藤代と申します。初めてでございますので、簡単に自己紹介をさせていただきますと、私は農業畑の方で仕事をしてまいりました。今年から農林水産部長ということで、まだまだ水産のことは知識不足かなと思っております。皆さん、いろいろ教えていただきながら、頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一言御挨拶をさせていただきます。まずもって、本日は大井会長を始め、委員の皆様におかれましては、御多用のところ出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、日頃から、本県の水産業の振興に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げるところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策への御理解、御協力にも重ねて御礼申し上げますとともに、引き続き、まだまだ感染者100人を超えるような状態で確認されてございますので、基本的な感染防止対策の取組をお願い申し上げます。

さて、本県の水産業は申し上げるまでもなく、沿岸地域の基幹産業でございます。震災により壊滅的な被害を受けた生産基盤を着実に復旧復興してきた中で、近年の海洋環境の変化等による秋さけ、さんまなど主要魚種の不漁は、漁協をはじめ関係事業者に大きな影響を及ぼしていると承知してございます。

このため、海洋環境の変化に対応した水産業実現に向けまして水産関係団体の皆様とともに、今年3月に、「不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言」を行ったところございまして、「主要魚種の資源回復」、「増加している資源の有効利用」、「新たな漁業・養殖業の導入」、こういった新たな取組を現在進めているところでございます。

本日の委員会の方には、先ほどの会長の御挨拶にありましておおり、知事許可漁業の制限措置ですとか、第一種区画漁業権の海区漁場計画案を諮問させていただくこととしてございます。

委員の皆様におかれましては、本県の漁業基礎生産力の向上と秩序ある操業に向けまして、引き続き、漁業調整や水産資源の管理運営などへの幅広い御意見をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

前川事務局長

どうもありがとうございました。次に、本日は令和4年度に入りまして最初の委員会となりますので、議事に入ります前に4月1日付けで人事異動となった職員の紹介をさせていただきます。異動者名簿は、会議次第の次でございます。

最初に、知事部局職員につきまして、森山水産担当技監心得から紹介をお願いいたします。

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長

それでは、県側の職員につきまして、お手元の名簿によりまして御紹介をさせていただきます。

(名簿により紹介)

知事部局職員につきましては、以上でございます。

前川事務局長

続きまして、海区漁業調整委員会事務局の職員について、私から紹介いたします。

(名簿により紹介)

異動職員の紹介につきましては、以上でございます。

なお、先ほど御挨拶をいただきました藤代農林水産部長におかれましては、業務の御都合により、ここで御退席となります。

藤代農林水産部長

すみません。ここで失礼させていただきます。

前川事務局長

大変ありがとうございました。

[藤代農林水産部長 退席]

前川事務局長

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いをいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、金澤委員、斎藤委員、平井委員の3名が欠席でございますが、12名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員といたしまして、小川原委員と菅野委員、2人をお願いをいたします。よろしくをお願いいたします。

大井会長

それでは、早速でございますが第1号議案に入ります。「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、着座にて、説明させていただきます。第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。

要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第2号、第12号及び第15号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当

たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明しますので、資料13ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。第42条第1項において、都道府県知事は、許可又は起業の認可をしようとするときは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項では、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないことが規定されております。

ページを戻っていただきまして、12ページを御覧願います。岩手県漁業調整規則の抜粋になりますが、第11条第1項において、先ほど、御説明しました漁業法第42条第1項のその他の規則で定める事項として、第1号の漁業種類から第6号の漁業者の資格まで、具体的に規定されております。更に、同条第3項において、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないことが規定されておまして、これら漁業法と県漁業調整規則の規定が、知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和4年4月26日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

標題は、知事許可漁業の制限措置等について（諮問）、その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました諮問の根拠となる岩手県漁業調整規則及び漁業法の関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、制限措置等の内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

それでは、説明させていただきます。すみませんが、以降、着座にて説明させていただきます。9ページをお開き願います。1趣旨を御覧ください。令和2年12月1日に施行されました改正漁業法では、知事許可漁業の事務手続きとして、事前に制限措置等を公示して申請を募集する必要があるとございます。今回の諮問は、対象となる知事許可漁業の制限措置等を定めることについてお諮りするものでございます。

2の制限措置等についてを御覧ください。法改正前において、知事許可漁業の事務手続きは、県が策定した許可等の取扱方針を根拠としておりましたが、法改正により、新たな取扱方針の一部を制限措置として定めることになっています。具体的には、表中網かけ部分の許可又は起業の許可をすべき船舶等や漁業者の数、漁業者の資格、漁業種類、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期が該当します。

10ページを御覧ください。3今回漁業対象種ですが、今回、対象となる漁業種類は、

なまこ漁業、かご漁業及び小型定置網漁業の3つとなります。許可申請を募集するに当たり、特に重要となる許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、いわゆる許可枠ですが、こちらの考え方を御説明いたします。

まず、1のなまこ漁業でございます。今回許可を募集するなまこ漁業は、共同漁業権の区域内において、栽培漁業のための種苗生産に係るなまこの親個体を採捕するための漁業となっております。なまこの種苗生産を実施している業界団体等の意見を踏まえ、要望が2となりましたので、その数を公示するものでございます。

次に、2かご漁業でございます。当該漁業は、令和3年2月28日に満了更新を行いましたが、新たに許可を取得したいとの要望があったことから、廃業見合い数である6隻を新規許可として募集することを業界団体に確認したところ、問題ないとのことでしたので、その数を公示するものでございます。

次に、3小型定置網漁業です。許可数は、令和3年12月31日現在を基準としまして、要望調査を踏まえ、4地区合計8件の公示を考えております。これは、現在の許可数と同数となっております。要望数をそのまま公示しようとするものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これについて、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

大井会長

御意見ございませんでしょうか。

大井会長

なければ、第1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

大井会長

それでは続きまして、第2号議案でございます。「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第2号議案「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（諮問）」の要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項の規定により、第一種

区画漁業権の海区漁場計画の案について、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明しますので、6ページを御覧願います。今般、県から諮問のありました海区漁場計画の案は、第一種区画漁業に係るものでございますが、この第一種区画漁業につきましては、第60条第4項第1号で、一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業と定義されております。また、第62条第2項では、海区漁場計画で定めるべき事項として、第1号でイの漁場の位置及び区域からへの関係地区まで明示され、その他トとして、漁業権の設定に必要な事項として、具体的に規定されております。更に、第63条第1項では、海区漁場計画の要件として、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていることとされております。この海区漁場計画を策定する手続きにつきましては、次の第64条で順序立てて規定されておまして、県は、同条第1項から第3項の規定に基づいて、利害関係人の意見を聴き、計画の内容を検討したうえで海区漁場計画の案について同条第4項で海区漁業調整委員会の意見を聴くことが規定されており、これが今般の諮問の根拠となるものでございます。

なお、第5項につきましては、この後、御審議いただく第3号議案に関連する公聴会に係る規定となつてございまして、海区漁業調整委員会は、県が作成した海区漁場計画の案について意見を述べようとするときは、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聴かなければならないこととされているものです。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和4年4月25日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（諮問）、本文は、「このことについて別添のとおり作成したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。」となつてございまして、2ページ以降に海区漁場計画の案が示されております。

委員の皆様には、県から諮問のあった海区漁場計画の案を、答申するに当たって事前に開催する必要がある公聴会のための縦覧資料として良いか、御審議いただくものでございますが、具体的な内容につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは、第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について、御説明いたします。諮問の内容は、釜石地区におけるさけます養殖等に係る漁場計画の案について御審議をお願いするものでございます。

4ページを御覧ください。まずは今回お諮りする海区漁場計画の案につきまして、1の作成経過から順に御説明させていただきます。（1）の記載のとおり、令和2年12月1日付けで改正漁業法が施行され、免許期間中の漁業権の変更、いわゆる途中免許の考え方が変更されました。これまでは、表の左側のとおり、天変地異など真にやむを得ない

場合などに限って途中免許を認めることとしてきました。第一種区画漁業権の免許期間は5年であり、現行免許は平成30年度に更新しておりますので、これまでのルールでは令和5年度に一斉に更新を迎えることとなります。一方で、法改正によりまして、海面の総合的な利用、漁場利用高度化のための見直しも重要とされ、これまでに比べ、柔軟に途中免許が可能となりました。

続きまして、(2)要望調査の実施についてでございます。昨年度に途中免許の要望調査を実施したところ、現在、さけます類の養殖試験を実施している釜石湾漁協から要望があったところでございます。釜石湾漁協からの要望内容は表のとおりでして、この要望を基に今回お諮りする漁場計画の案を作成しております。内容を見ますと、さけます養殖漁場及びほや養殖漁場を新設するもので、組合員が行使する予定として要望がありました。

次に、3パブリックコメントの実施についてでございます。県では、海区漁場計画の素案について広く意見聴取するため、パブリックコメントを実施しました。その結果、2件の意見が寄せられましたが、漁協及び県が既に確認対応した内容でございました。なお、パブリックコメントの結果については、令和4年4月25日付けで公表しております。

次に、4港湾管理者等及び海上保安部との調整についてでございます。県では、海区漁場計画の素案について、港湾の利用や船舶の航行に支障がないか関係機関と協議を実施し、意見ない旨を確認しております。

これらの手続きを経て、今回お諮りする第一種区画漁業権の海区漁場計画の案を作成いたしました。

2ページを御覧ください。今回お諮りする海区漁場計画の案を示しております。1漁業権に関する事項として、公示番号、(1)漁場の位置、(2)漁場の区域、(3)漁業の種類及び漁業時期、(4)存続期間、(5)個別漁業権又は団体漁業権の別、(6)関係地区、並びに(7)条件を示しております。続いて、2保全沿岸漁場に関する事項について、ここは漁業法の改正に伴い新設されました沿岸漁場管理制度に関する内容を記載する部分でございますが、今回は要望がなかったため、なしとしております。この沿岸漁場管理制度は、漁協等が行う漁場保全について法に基づき知事の認可が得られる制度ですが、これまでのように各漁協内で自主的に漁場保全を行う場合には認可の必要はありません。

次の第2海区漁業調整委員会の意見の概要等以降は、海区漁場計画の内容ではありませんが、併せて公示することとしている内容でございます。第2海区漁業調整委員会の意見の概要等では、貴委員会の答申の内容や漁場の図面等を示すこととしておりますが、この2項目については別添としております。第3申請期間等について、免許予定日は令和4年10月1日、先ほど御説明しましたとおり保全沿岸漁場の設定がありませんので、沿岸漁場管理団体の指定予定日はなし、申請期間は令和4年7月1日から31日までを予定しております。3ページには、別添として漁場の図面を示しております。5ページを御覧ください。これまでの手続きと今後のスケジュールを示しております。本日、5月

18日に海区漁場計画の案について御審議いただき、次の議題3であります公聴会の開催を経て委員会から答申をいただきましたら、6月下旬頃、海区漁場計画の決定、公示を予定しております。免許の申請期間は7月1日から31日までを予定しております。申請後、免許に関する諮問、答申を経て、10月1日の漁業権免許を予定しております。

なお、今回お諮りする海区漁場計画の案については、貴委員会からの答申をいただいた後、県の法規担当の審査を経たうえで公示することとなりますが、その審査の過程で細かい書きぶり等が変わることも考えられます。内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に御一任いただきますようお願いいたします。以上、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(熊谷委員、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

熊谷委員

質問しますが、釜石はさくらますでしょうか。主な養殖の魚種は。

(太田漁業調整課長、挙手)

太田漁業調整課長

はい。予定されているのは、さくらますです。

熊谷委員

最大、年間何トンぐらい生産するような計画なのでしょうか。

太田漁業調整課長

300トンを予定しておるようです。

熊谷委員

ありがとうございました。

大井会長

よろしいですか。ほかございませんでしょうか。

(湊委員、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

湊委員

これは湾口防波堤の内側になるのですか。

太田漁業調整課長

はい。

大井会長

よろしいですか。

湊委員

はい。

大井会長

それでは、ほかございませんでしょうか。

大井会長

なければ、第2号議案につきましてお諮りをいたします。第2号議案「第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について」の諮問案をもって、公聴会のための縦覧資料とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、諮問案を公聴会のための縦覧資料とすることに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

それでは続きまして、第3号議案でございます。第3号議案は「公聴会の日時及び場所の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。第3号議案「公聴会の日時及び場所の決定について」。要旨、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、公聴会の日時及び場所を決定しようとするものでございます。

先ほど御審議いただきました第2号議案の海区漁場計画の案について、後日、答申するに当たり、委員会が主催する公聴会を開く必要がございます。そのために公聴会の日時等を決定いたしまして、公示をしようとするものでございます。

最初に4ページをお開きください。上段に漁業法の抜粋をお示ししてございます。先ほどの第2号議案で、県から今後の手続きスケジュールの説明がございましたが、今後公聴会を開催する根拠につきましては、ゴシックで下線を引いている第64条第5項の所になります。「海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。」と規定されてございます。

次に2ページを御覧願います。公聴会の手続きに関して必要な事項を定めた規程でございます。ポイントとなる所をゴシックで表示しておりますが、先ず、第2条で、委員会において公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議をしなければなら

ないこと。第4条では、公聴会を開こうとするときは、その期日の5日前までに、公聴会の日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示すること。第6条では、公聴会における公述人の範囲は、漁業権者、入漁権者、漁業権漁業の経営者、漁業協同組合関係者、その他利害関係を有するものと認められる者と規定されておりまして、この各条の規定と漁業法第64条第5項の規定に基づき、10月1日の免許に向けた今後のスケジュール等を勘案して、公聴会の開催日時等の案を作成したところでございます。なお、この公聴会を開催するに当たり、留意すべきポイントとなる事項について、下線を引いて表示してございますので、後ほど、御確認いただきたいと存じます。

それでは、1ページを御覧願います。公聴会の日時等の公示案になります。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会公示第 号、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。公示日につきましては、本日御承認いただければ、令和4年5月27日を予定しております。会長名でお出しします。

1の公聴会の日時及び場所でございますが、令和4年6月13日月曜日午後1時30分から、岩手県盛岡市紺屋町2番9号、盛岡市勤労福祉会館5階大ホールとしてございます。

2の公聴会において意見を聴こうとする案件につきましては、県から諮問のございました海区漁場計画の案についてでございます。

その海区漁場計画の案の縦覧場所については、3として、(1)沿岸各市役所及び町村役場、(2)広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター、(3)岩手海区漁業調整委員会事務局としてございます。

以上が、公聴会の開催に係る公示案でございます。なお、この公示案につきましては、県報登載に当たって、今後、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては事務局に御一任くださるようお願いいたします。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

大井会長

ただ今、第3号議案について事務局から説明がございましたが、これについて委員の皆様方から、御意見、御質問等があれば御発言をいただきたいと思えます。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等がなければ、第3号議案につきましてお諮りをいたします。第3号議案「公聴会の日時及び場所の決定について」、原案のとおり公聴会を開催することに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、全員賛成でございますので、原案のとおり公聴会を開催することに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

それでは、次にその他に移ります。委員の皆様方から委員会で共有したい情報など、
ございませんでしょうか。

大井会長

ありませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

はい。それでは県から情報提供、何かございますか。

太田漁業調整課長

ございません。

大井会長

はい。事務局から何かございますか。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。先ほど第3号議案で御決定いただきました
公聴会でございますが、6月13日月曜日午後1時30分から盛岡市紺屋町にございます盛
岡市勤労福祉会館の5階大ホールで開催いたします。

また、その公聴会の終了後、同じ会場で、第432回海区委員会を開催いたします。議
題は、本日の第一種区画漁業権の海区漁場計画の案に対する答申のほか、さば等に係る
漁獲可能量に関する県からの諮問などを予定しておりますので、よろしく願いいたし
ます。

なお、その委員会では、本日、第2号議案で使用しました議案書を、再度、使用する
予定でございますので、誠に申し訳ございませんが、次回の委員会の際に、ご持参いた
だきたいと存じます。よろしく願いいたします。事務局からは、以上でございます。

大井会長

それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて委員会を閉
会といたします。皆様、大変御協力ありがとうございました。

終了 (午後2時10分)
